

令和7年12月15日（月曜日）

第4回松島町議会定例会会議録

（第1日目）

令和7年第4回松島町議会定例会会議録（第1号）

出席議員（14名）

1 番	熊 谷 拓 郎 君	2 番	本 田 翔 也 君
3 番	櫻 井 貞 子 君	4 番	中 西 傳 君
5 番	菅 野 隆 二 君	6 番	米 川 修 司 君
7 番	井 上 浩 君	8 番	櫻 井 靖 君
9 番	安 部 孝 君	10 番	赤 間 幸 夫 君
11 番	色 川 晴 夫 君	12 番	片 山 正 弘 君
13 番	高 橋 幸 彦 君	14 番	高 橋 利 典 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町 長	櫻 井 公 一 君
副 町 長	熊 谷 清 一 君
総 務 課 長	千 葉 繁 雄 君
財 務 課 長	安 土 哲 君
企 画 調 整 課 長	千 葉 忠 弘 君
町 民 福 祉 課 長	相 澤 光 治 君
健 康 長 寿 課 長	齊 藤 恵美子 君
産 業 観 光 課 長	太 田 雄 君
会 計 管 理 者	佐 藤 進 君
会 計 課 長	大宮司 綾 君
水 道 事 業 所 長	赤 間 春 夫 君
危 機 管 理 監	田 瀬 高 広 君
建 設 課 参 事	梁 川 秀 幸 君
総務課総務管理班長	岸 淳 一 君
教 育 長	内 海 俊 行 君
教育次長兼課長	蜂 谷 文 也 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 千 葉 浩 司 主 査 高 橋 洵 子
主 事 庄 司 広 紀

議 事 日 程 (第 1 号)

令和 7 年 1 2 月 1 5 日 (月曜日) 午前 1 0 時 開会

日程第 1 仮議席の指定

〃 第 2 議長の選挙

議 事 日 程 (第 1 号) の追加 1

日程第 1 副議長の選挙

〃 第 2 議席の指定

〃 第 3 会議録署名議員の指名

〃 第 4 会期の決定

1 2 月 1 5 日から 1 2 月 1 9 日まで 5 日間

〃 第 5 諸般の報告

〃 第 6 常任委員の選任

〃 第 7 議長の常任委員の辞任

〃 第 8 議会運営委員の選任

〃 第 9 宮城東部衛生処理組合議会議員の選挙

〃 第 1 0 塩釜地区消防事務組合議会議員の選挙

〃 第 1 1 吉田川流域溜池大和町外 3 市 3 ヶ町村組合議会議員の選挙

〃 第 1 2 宮城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

〃 第 1 3 議案第 6 4 号 松島町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の制定について (提案説明)

〃 第 1 4 議案第 6 5 号 松島町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例
の制定について (提案説明)

〃 第 1 5 議案第 6 6 号 職員の給与に関する条例の一部改正について (提案説明)

- Ⅱ 第 1 6 議案第 6 7 号 松島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について（提案説明）
- Ⅱ 第 1 7 議案第 6 8 号 松島町長等の給与に関する条例の一部改正について（提案説明）
- Ⅱ 第 1 8 議案第 6 9 号 松島町町税条例及び松島町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について（提案説明）
- Ⅱ 第 1 9 議案第 7 0 号 松島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について（提案説明）
- Ⅱ 第 2 0 議案第 7 1 号 集会施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について（提案説明）
- Ⅱ 第 2 1 議案第 7 2 号 松島町避難施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について（提案説明）
- Ⅱ 第 2 2 議案第 7 3 号 指定管理者の指定について（提案説明）
【松島運動公園：管理事務所、多目的運動広場、野球場、テニスコート等】
- Ⅱ 第 2 3 議案第 7 4 号 指定管理者の指定について（提案説明）
【松島運動公園：温水プール】
- Ⅱ 第 2 4 議案第 7 5 号 指定管理者の指定について（提案説明）
【北小泉・下竹谷地区コミュニティーセンター】
- Ⅱ 第 2 5 議案第 7 6 号 指定管理者の指定について（提案説明）
【垣ノ内集会場】
- Ⅱ 第 2 6 議案第 7 7 号 指定管理者の指定について（提案説明）
【高城コミュニティーセンター】
- Ⅱ 第 2 7 議案第 7 8 号 指定管理者の指定について（提案説明）
【本郷ふれあいセンター】
- Ⅱ 第 2 8 議案第 7 9 号 指定管理者の指定について（提案説明）
【華園集会場】
- Ⅱ 第 2 9 議案第 8 0 号 指定管理者の指定について（提案説明）
【左坂支館】
- Ⅱ 第 3 0 議案第 8 1 号 指定管理者の指定について（提案説明）
【上竹谷生活センター】

- 〃 第 3 1 議案第 8 2 号 指定管理者の指定について（提案説明）

【上幡谷生活センター】
- 〃 第 3 2 議案第 8 3 号 指定管理者の指定について（提案説明）

【根廻分館】
- 〃 第 3 3 議案第 8 4 号 指定管理者の指定について（提案説明）

【初原コミュニティーセンター、上初原支館】
- 〃 第 3 4 議案第 8 5 号 指定管理者の指定について（提案説明）

【桜渡戸分館】
- 〃 第 3 5 議案第 8 6 号 指定管理者の指定について（提案説明）

【三浦墓地】
- 〃 第 3 6 議案第 8 7 号 指定管理者の指定について（提案説明）

【古浦墓地】
- 〃 第 3 7 議案第 8 8 号 指定管理者の指定について（提案説明）

【松島防災センター、三十刈避難所】
- 〃 第 3 8 議案第 8 9 号 指定管理者の指定について（提案説明）

【帰命院避難所】
- 〃 第 3 9 議案第 9 0 号 指定管理者の指定について（提案説明）

【白萩避難所、長田避難所、磯崎避難所】
- 〃 第 4 0 議案第 9 1 号 指定管理者の指定について（提案説明）

【手樽防災センター、古浦避難所、三浦避難所、名籠避難所】
- 〃 第 4 1 議案第 9 2 号 宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更について（提案説明）
- 〃 第 4 2 議案第 9 3 号 令和 7 年度松島町一般会計補正予算（第 4 号）（提案説明）
- 〃 第 4 3 議案第 9 4 号 令和 7 年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）（提案説明）
- 〃 第 4 4 議案第 9 5 号 令和 7 年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）（提案説明）
- 〃 第 4 5 議案第 9 6 号 令和 7 年度松島町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）（提案説明）
- 〃 第 4 6 議案第 9 7 号 令和 7 年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第 3 号）（提案説明）

- Ⅱ 第 4 7 議案第 9 8 号 令和 7 年度松島町水道事業会計補正予算（第 3 号）（提案説明）
 - Ⅱ 第 4 8 議案第 9 9 号 令和 7 年度松島町下水道事業会計補正予算（第 2 号）（提案説明）
 - Ⅱ 第 4 9 議案第 1 0 0 号 松島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 会

○議会事務局長（千葉浩司君） 皆さん、おはようございます。

本定例会は、一般選挙後の初めての議会です。

議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中から年長の議員が臨時議長の職務を行うことになっております。

年長の片山正弘議員を紹介いたします。

○臨時議長（片山正弘君） ただいま紹介いただきました片山でございます。よろしくお願いいたします。

ただいま、出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、これより令和7年第4回松島町議会定例会を開会いたします。

傍聴の申出がありますので、お知らせいたします。―――でございます。

本日の会議を開きます。

日程第1 仮議席の指定

○臨時議長（片山正弘君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席されている議席とします。

お諮りします。次に、議長の選出を行います。

前回の議長選挙に倣い、休憩時に議場内で議長選挙への立候補者の意思表示並びに候補者の推挙を行いたいと思います。このことについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（片山正弘君） 異議なしの声があり、異議なしと認めます。

ここで、暫時休憩いたします。

午前10時02分 休 憩

（休 憩 中）

○臨時議長（片山正弘君） 休憩に入りましたので、これより議長選挙の立候補者の意思表示並びに候補者の推挙を行います。

ご注意事項を申し上げます。

地方自治法第118条は、公職選挙法の立候補者に関する規定を準用しておりません。これら

から行う立候補者の表明等は根拠法令に基づくものでなく、個人の意思表示にとどまることになります。これに従い、議長選挙では立候補者及び推挙を受けた者以外の氏名であっても記載して投票することができます。

それでは、議長に立候補または推挙をする方は挙手をお願いいたします。

1 番、赤間幸夫議員。

○1 番（赤間幸夫君） 自分は議長選に立候補しますということを表明します。前に出て話すんですか。この場で。

○臨時議長（片山正弘君） その場でいいです。

○1 番（赤間幸夫君） 議長選に立候補するに当たっての所信表明をさせていただきます。

このたびの改選後の初回の議長選挙に当たりまして、議長選に立候補させていただきました所信の表明を述べさせていただきます。

本日、初回の議会に十四、五名になりますかね、傍聴者の皆様がおいでくださいます、大変ご苦労さまでございます。このように、ふだんから議会において議会に向けた皆様からの関心事というか、そういったものがウエートの的に高まれば、議会がおのずと活性化されていくんだろうなという思い、第一印象を持ちました。

それで、私が今回議長選に立候補した第1番目は、やはり議長たる者の資質、素養等を重んじるからであります。まず、議長というからには、公平、公明、そして常に気持ち、心身ともに穏やかに過ごせなければと、感情をむき出しにはなれないということを貫き通す、与えられた課題等に対しての解決策も自分の意思を貫き通すと。当然、議長という立場は議会を代表する立場の人間でありますから、議員の皆様の意思を尊重しながらの話であります。そういったことを念頭に、議長に当選の暁にはそのような姿勢で臨んでいきたいというのが第1点に申し述べさせていただきます。

第2点目が、やはり今日この場においていただきました傍聴人様のように、町民の皆さんから議会が開かれた議会になり得るようという思いで議会運営を行っていきたいという思いであります。議会報告会とか、あるいは議会だよりとか、そういったことで議会からの情報発信をさせていただいてはおるものの、まだまだ課題としてやはり据えて、町民の皆様のほうに寄り添った、町民の負託を受けた私どもであるからこそその議会運営をさせていただきたいという思いで、これまた進めてまいりたいという思いであります。

3つ目といたしましては、やはり私ども議会は、行政と執行部方と両輪で町の町政を担っております。特に行政は行政執行権者でありますし、私ども議会は取りも直さずそれを審査、

チェックする機能を持つ議会であります。そういった点からいえば、常に議会と執行部は連絡は密にするものの、ある程度距離を置いた形で接していかなければならないという立場を持つものであります。

そういった点を私は常に念頭に置きながら、議長にもし当選した暁には、今後そういった念頭に置きながらの議員としての立場を踏まえて任務に当たりたいという思いであります。

どうか皆様の、議員各位の賛同を得られますようお願いをして、私からの所信の表明にさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○臨時議長（片山正弘君） 他にございませんか。高橋利典議員。

○9番（高橋利典君） 高橋利典です。今日はこの場において、私の議会議長への立候補について皆様にご挨拶をさせていただきます。

まず初めに、議員の皆様と共にこの町をよりよくするため活動できることを誇りに思っております。まず、私たちが最初にやらなければならないことは、さきの議会でもデジタル特別委員会を設置いたしまして、タブレットの導入について令和7年3月から導入を図りながら議会の在り方をやってまいりました。また、それとともに情報通信を活用した議会の多様な情報発信については、まだ実現には至っておらないのが現実であります。

議会の基本条例第15条では、「議会は、町政に係る重要な情報を、議会独自の視点から、常に町民に対して周知するよう努めるもの」としております。主に町民に対して開かれた議会、町政のアピール、迅速タイムリーな町政情報の提供実現を念頭に、まずは議会のホームページの運用、2番目に議会の映像の配信、3番目に検索性を備えた議会録の掲載、4番目にSNSの活用等、情報発信の環境整備を進めていかなければなりません。

次に、私たちはまたこのデジタルの社会において、議会においても広報紙活用、広報紙制作等についてもAIなどを活用したやり方をしながら、町民の方々に分かりやすい議会、開かれた議会を示していく必要があると考えております。

また、私たちはこれまで議会の研修において、セクハラ、パワハラの研修に数多く参加してまいりました。全国的にも、地方議員によるパワハラ、セクハラの問題が相次ぐ状況を受け、全ての議員が互いに人格を信頼し合い、議員及び議会として役割を十分に発揮するため、議員によるハラスメントを防止し、根絶するための措置を講じ、信頼される議会の実現に資することを目的に、ハラスメント防止等に関する条例の制定の必要性を感じているところであります。

議長としての使命は、皆様が持つ様々なご意見や要望をしっかりと伺いし、それを町の発

展につなげることです。これまでの経験を生かし、透明性のある議会運営を推進し、信頼されるリーダーシップを発揮して、共に理想の町を築き上げていくことを目指していきたいと思っております。

私の上げる政策は、地域の声を大切に、住民の皆さんの暮らしを支えるものであります。教育の充実、環境問題への対応、地域経済の活性化など、私たちの町にはやるべきことがたくさんございます。それらを実現するために、皆さん一人一人の力が必要です。私は、オープンな議論を大切にし、議員の皆様全員が意見を出し合い、協力し、町をよくする方向性を見つめる環境を整えます。皆様と共に新しいアイデアや取組を見だし、町の未来を創造していきたいと考えております。

私が議長に選ばれた際には、もちろんアプローチを変えたり、新しいことに挑戦したりする意欲を持って進めてまいります。最も大切なことは、皆様と共に歩んでいくことであります。私の立候補にご賛同いただけるなら、ぜひ応援をよろしくお願い申し上げます。共にこの町を発展させるために、皆様の信頼を勝ち取り、共に進む道を築けたら幸いです。お互いの力を合わせて、この町をよりよい場所にしていきたいと思っております。皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げます。立候補の挨拶といたします。

○臨時議長（片山正弘君） 他にございませんか。ございませんね。

以上で、議長の立候補並びに候補者の推挙を終わります。

なお、会議を再開する前に、投票用紙の記載について注意事項がございます。

1 点目、投票は単記無記名といたします。

2 点目、白票は無効票となります。

3 点目、必ず候補者の指名はフルネームで記載してください。名字または下の名前のみでは無効票となりますので、フルネームで必ずお願いいたします。

なお、公職選挙法の得票の案分規定は適用されませんので、皆さんよろしくお願いいたします。

それでは、議長選挙を行います。

午前10時13分 再 開

○臨時議長（片山正弘君） 会議を再開いたします。

日程第2 議長の選挙

○臨時議長（片山正弘君） 日程第２、議長の選挙を行います。

お諮りします。議長選挙は投票で行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（片山正弘君） 異議なしの声があり、異議なしと認めます。

これから投票の準備をさせますので、しばらくお待ちください。

〔投票準備〕

○臨時議長（片山正弘君） 準備ができましたので、議場の出入口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（片山正弘君） ただいまの出席議員は14名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条２項の規定により、仮議席番号２番高橋幸彦議員、３番安部 孝議員を指名いたします。

これより投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長（片山正弘君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（片山正弘君） なしの声があり、なしと認めます。

念のため申し上げます。

これからの投票は単記無記名です。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（片山正弘君） 異状なしと認めます。

これより投票に入ります。

議会事務局長より仮議席番号と氏名を読み上げますので、呼ばれた方は順次投票を願います。
局長。

〔点呼、投票〕

○臨時議長（片山正弘君） 投票が終わりました。投票漏れございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（片山正弘君） なしの声があり、なしと認めます。

これより開票を行います。

立会人の高橋幸彦議員、安部 孝議員、同席願います。

〔開 票〕

○臨時議長（片山正弘君） 開票が終わりました。

投票の結果を議会事務局長より報告させます。

○議会事務局長（千葉浩司君） 報告します。

投票総数 1 4 票

有効投票 1 4 票

無効投票 0 票

有効投票中、

赤間幸夫議員 4 票

高橋利典議員 1 0 票

以上です。

○臨時議長（片山正弘君） 選挙の結果を報告いたします。

なお、この選挙の法定得票数は4票です。

よって、議長に高橋利典議員が当選しましたので、ここで報告いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○臨時議長（片山正弘君） ただいま議長に当選されました高橋利典議員に、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

議長に当選されました高橋利典議員より、議長当選承諾の挨拶を自席でお願いいたします。

○9番（高橋利典君） ただいま皆様のご推挙により議会議長として拝命をいたしました高橋利典です。

先ほど立候補の表明をする段階におきましても申し上げたとおり、目的達成のために努力してまいりますので、議員各位のご協力をお願いいたしたいと思っております。どうぞよろしくをお願いいたします。

○臨時議長（片山正弘君） これで臨時議長の職務は終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

高橋利典議長と交代いたします。

○議長（高橋利典君） ここで議事運営上、暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋利典君） それでは、10時40分まで休憩とさせていただきます。

午前10時26分 休 憩

午前10時40分 再 開

○議長（高橋利典君） 会議を再開します。

お手元に議事日程を配付しております。

お諮りをいたします。

次に、副議長選挙を行います。先ほどの議長選挙の例に倣い、休憩中に議場で副議長の立候補者の意思表示及び候補者の推薦を行います。これについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋利典君） 異議なしと認めます。

暫時休憩といたします。

午前10時40分 休 憩

（休 憩 中）

○議長（高橋利典君） 休憩に入りましたので、これより副議長選挙の立候補者の意思表示並びに候補者の推薦を行います。

副議長に立候補または推薦する方は挙手をお願いいたします。

それでは、まず最初に櫻井貞子議員の立候補について表明を行いますので、自席において立候補表明のご挨拶をお願いいたします。

○11番（櫻井貞子君） ご指名いただきました櫻井貞子でございます。

女性参画の観点から立候補させていただきます。松島町の観光振興と住民の安心安全の環境整備の課題について、議会運営に取り組んでまいりたいと思います。女性参画の観点としては、女性の視点から見た安心安全な環境整備とは、具体的には子育て支援、防犯カメラ、災害時の女性、高齢者の配慮などが必要だと思います。観光振興の具体策については、松島町の具体的な魅力をどう生かすのか、滞在型観光やデジタルを活用した情報発信など、具体的な方策に一步踏み込むような形で取り組んでまいりたいと思います。

多様性に対する議会改革、議会は多様な意見を反映させるため、例えば若者、子育て世代の声を聞く機会づくりをする議会改革の必要性を求められていると思います。私、櫻井貞子は

1期4年間、教育民生常任委員会副委員長、議会運営委員会副委員長、広報広聴常任委員会広報分科会副会長、宮城県後期高齢者医療連合議員として経験したことを糧にして、多様性に対する議会改革を取り組んでいきたいと思います。どうか信任していただきますようお願いいたします。

○議長（高橋利典君） 次に、立候補予定者の高橋幸彦議員。

○2番（高橋幸彦君） 副議長に立候補いたしました高橋幸彦でございます。

立候補するに当たり、改めて地方自治法や議員必携を見てまいりました。地方自治法第106条第1項に「普通地方公共団体の議会の議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、副議長が議長の職務を行う」とあります。議員必携では、議長に事故あるときとは、法令上または事実上、議長の職務を執り得ない事由ある場合のみに限定されない。副議長が行うこととなる議長の職務は、原則として議長の職務の全てに及ぶとされているが、直接の議会運営のことで緊急を要しないものは新たに選挙される議長に委ねるか、または議長の事故の回復を待つのが適当な場合が多いと思われる。これが副議長の権限とされております。

私の持っております地方自治のハンドブックでは、議長の事故などが発生していない場合は、法上、副議長には特別な権限がありませんと、少々力の抜けるような説明がありますが、そのハンドブックの同じページに、議会の代表を務めるのが正副議長ですという力強い言葉があります。

このように、議会の運営の一切は議員必携にもありますとおり、議長の権限が2ページにわたって書き示されております。本当に議会を代表するのが正副議長でありますので、副議長という職責は大変重いものだと思っております。

また、皆様の中に議会事務局の議長と議会の行事予定を見た方もいらっしゃると思いますが、ほぼ土日含めて議長の日程がぎっしりとなっております。全ての日程に議長が参加できればよいんですが、都合があったりすれば代わりに出席するのが副議長の役目だと思っております。そのように、副議長の職務は、やはり議長と意思疎通を図り、それで議会運営を進めていくというのが使命でないかと思っております。

また、先ほど高橋利典議長が議長選挙に立たれたときに出された項目ですね。デジタル推進、議会の情報発信、各種ハラスメントの防止の条例制定等々、ほかに、また松島町の未来をつなげる施策を進めていくという力強いお言葉がありましたので、私も微力ながら、副議長という立場をもし得ましたら高橋議長のお力添えになりたいと思いますので、立候補の決意表明といたしたいと思います。

以上です。

○議長（高橋利典君） ほかにございますか。

ほかにないようですので、以上で副議長の立候補並びに候補者の推薦を終わります。

なお、会議を再開する前に注意事項を申し上げます。

副議長選挙は、議長選挙と同様に立候補者及び推薦を受けた者以外の氏名でも投票することができます。また、投票時には無効票の取扱い等についても議長選挙に準じることになります。

皆様、よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

では、副議長の選挙を行います。

午前10時47分 再 開

○議長（高橋利典君） 暫時休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第1 副議長の選挙

○議長（高橋利典君） 日程第1、副議長の選挙を行います。

お諮りします。副議長の選挙は投票で行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋利典君） 異議なしと認めます。

議場の出入口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（高橋利典君） ただいまの出席議員は14名です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、仮議席番号4番色川晴夫議員、5番井上 浩議員を指名いたします。

これより投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（高橋利典君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋利典君） 配付漏れなしと認めます。

念のため申し上げます。

これから行う投票は単記無記名といたします。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議長（高橋利典君） 異状なしと認めます。

これより投票に入ります。

議会事務局長が仮議席番号と氏名を読み上げますので、呼ばれた方は順次投票をお願いいたします。局長。

〔点呼、投票〕

○議長（高橋利典君） 投票が終わりました。投票漏れございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋利典君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これより開票に入ります。

色川晴夫議員、井上 浩議員、開票の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（高橋利典君） 投票の結果を議会事務局長より報告させます。局長。

○議会事務局長（千葉浩司君） 報告します。

投票総数 14 票

有効投票 14 票

無効投票 0 票

有効投票中、

高橋幸彦議員 8 票

櫻井貞子議員 6 票

以上です。

○議長（高橋利典君） 副議長選挙の法定得票数は4票です。よって、副議長に高橋幸彦議員が当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（高橋利典君） 当選された高橋幸彦議員に、会議規則第32条第2項による当選の告知をします。

また、高橋幸彦議員より当選承諾のご挨拶を自席でお願いいたします。

○2番（高橋幸彦君） 皆様のご賛同を得まして、副議長に選出されました。先ほどの理由の中でも申しましたが、本当に議長を助けて意思疎通を持って議事運営並びに議会の発展に努めたいと思いますので、何とぞ皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

日程第2 議席の指定

○議長（高橋利典君） 次に、日程第2、議席の指定を行います。

お諮りいたします。議席は、会議規則第3条により議長が定めることになっておりますが、先日の議員懇談会で皆様から調整したいとのご希望がございましたので、暫時休憩をして議員控室でこれを行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋利典君） 異議なしと認めます。

なお、議席番号は、13番と14番については先例集に従いまして13番は副議長、14番は議長としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋利典君） 異議なしと認めます。

暫時休憩します。議員の皆さんは議員控室にご参集をお願いいたします。

午前11時00分 休 憩

午前11時09分 再 開

○議長（高橋利典君） 会議を再開いたします。

議席について、議会事務局長より報告をさせます。局長。

○議会事務局長（千葉浩司君） それでは、報告いたします。

1番熊谷拓郎議員、2番本田翔也議員、3番櫻井貞子議員、4番中西 傳議員、5番菅野隆二議員、6番米川修司議員、7番井上 浩議員、8番櫻井 靖議員、9番安部 孝議員、10番赤間幸夫議員、11番色川晴夫議員、12番片山正弘議員、13番高橋幸彦議員、14番高橋利典議員。

以上でございます。

○議長（高橋利典君） ただいま報告のとおり議席の指定をいたします。

ここで席の移動をいたしますので、暫時休憩といたします。議員の皆さんは議席の移動をお願いいたします。

午前 11 時 10 分 休 憩

午前 11 時 12 分 再 開

○議長（高橋利典君） 会議を再開いたします。

ただいま着席された席が任期までの議席となりますので、よろしくお願いいたします。

日程第 3 会議録署名議員の指名

○議長（高橋利典君） 日程第 3、会議録の署名議員を指名します。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、1 番熊谷拓郎議員、2 番本田翔也議員を指名いたします。

日程第 4 会期の決定

○議長（高橋利典君） 日程第 4、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日12月15日から12月19日までの5日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋利典君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月19日までの5日間と決定いたしました。

日程第 5 諸般の報告

○議長（高橋利典君） 日程第 5、諸般の報告を行います。

町長より行政報告の申出がありますので、これを許可します。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 本日、第 4 回松島町議会定例会を開催するに当たりまして、挨拶と町政の諸報告をさせていただきます。

議員の皆様には、11月30日に執行されました町議会議員の選挙によって町民の期待を担い、めでたくご当選の栄を得られ、本日ここに初の議会を開会する運びになりましたことは誠にご同慶の至りに堪えない次第であります。

私といたしましても、議員の皆様と共になお一層の町勢発展を目指して誠心誠意取組を進めてまいりたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

初めに、12月 8 日午後11時15分頃、青森県沖で発生しました地震の対応状況についてご報告

いたします。本町においても震度4を観測し、津波注意報が発表されたことから、特別警戒配備体制1号配備として担当課による警戒体制配備、明神橋、中橋を通行止めする対応を行いました。地震や津波による被害については、ありませんでした。

また、北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表されたことから、メール等により町民への注意喚起を行い、庁舎内の連絡体制や救援物資の再確認などを行いました。

なお、12月12日午前11時44分頃に発生した地震において津波注意報が発表されたことから、メール等による注意喚起や明神橋及び中橋の通行止めの対応を取っております。

次に、現在、町では次期長期総合計画の策定を行っております。令和8年度から10年間のまちづくりにおける方向性と、進むべき目標を示すものとなっております。今後、議員の皆様は素案をお示ししながらご意見を賜りたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

さて、本日提案いたします議案は、条例の制定が2件、条例の一部改正が7件、指定管理者の指定が19件、令和7年度補正予算が7件、人事案件が1件、その他が1件でございます。後ほど提案理由を説明させていただきますので、よろしくご審議をいただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

それでは、お手元に配付しております令和7年9月2日以降の町政の諸報告につきまして、簡単に述べさせていただきます。

会議等についてであります。9月2日に第3回松島町議会定例会を招集し、17日までの会期において、条例の一部改正、令和7年度補正予算、令和6年度各種会計決算認定等の議案を審議していただき、ご承認をいただきました。

10月19日には松島町文化観光交流まつりとまつしま産業まつりを同時開催し、舞台・展示の鑑賞や旬の農産物や地場産品を求める多くの来場者があり、盛況のうちに終えることができました。また、文化観光交流まつりの開会式において、令和7年度善行者・功労者表彰を行い、長年にわたり各分野で活躍された9名の方を表彰いたしました。

11月1日には令和7年度松島町総合防災訓練を内閣府との共催で実施しております。磯島においては自衛隊や消防などの関係機関が参加し、様々な災害を想定した実働訓練を実施しました。また、松島海岸地域においては津波警戒発表を想定した観光客の避難や、防災アプリを活用した避難所開設訓練を実施し、併せて、訓練の前後には地域住民によるワークショップを実施しました。

11月18日には松島町総合計画審議会を開催し、次期長期総合計画や国土利用計画等の策定に

ついて審議していただきました。

11月19日には全国町村長大会が開催され、農業の持続的発展、林業、水産業の振興、少子化対策の強化などについて、国に対し強く求めることを決議いたしました。

次に要望等でございますが、9月9日には東北地方整備局長及び宮城県知事に対し、広域観光の充実、松島湾内の海鳥被害対策、水質環境改善などについて要望書を提出しております。

10月20日には宮城県知事及び宮城県議会議長に対し、仙台・松島線の改良整備促進等について要望書を提出しております。

10月30日にはJR東日本東北本部長及び宮城県知事に対し、仙石線的全線複線化と増便、イベント開催時の安全対策等について要望書を提出しております。

11月10日には宮城県町村会として宮城県知事及び宮城県議会議長に対し、令和8年度予算編成並びに施策に関し、町村財政基盤の強化、デジタル化施策の推進など37項目について要望書を提出しております。

11月26日には、塩釜地区広域行政連絡協議会として宮城県知事及び宮城県議会議長に対し、重要路線の整備促進、広域観光の充実、松くい虫駆除対策の推進、高城川河口部の土砂堆積対策など19項目について要望書を提出しております。

このほかの諸報告は、記載をもって説明に代えさせていただきます。

本日はよろしくお願いいたします。

○議長（高橋利典君） 町長の行政報告が終わりました。

次に、議長の諸般の報告はお手元に配付しております。概要だけ申し上げます。

1の出納検査・監査については、令和7年9月から12月まで例月現金出納検査を行っております。監査委員のお二人の方には、大変ご苦労さまでございました。

5番目として、会議等については、令和7年9月2日から令和7年12月12日まで30件の各行事がございました。

6番目の議会だより発行については、令和7年11月1日に第164号が発行されております。広報分科会の皆様に関しては、大変ご苦労さまでございました。

7番目に委員会の開催、調査について、8番目は議員派遣について各常任委員会の調査・研修等がそれぞれ行われました。

議長の諸般の報告は以上となります。

次に、一部事務組合議会の組合議員から報告書の提出がありました。

令和7年9月定例会以降に開催された組合議会は、塩釜地区消防事務組合議会、宮城東部衛

生処理組合議会になります。

以上、諸般の報告を終わります。

日程第 6 常任委員の選任

○議長（高橋利典君） 日程第6、常任委員の選任から日程第12、宮城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙まで、議会構成並びに一部事務組合の議員選挙に関する日程となりますので、この間、町長をはじめとする町執行部につきましては、ご退席を願います。

執行部退席のため暫時休憩といたします。

午前11時23分 休 憩

午前11時25分 再 開

○議長（高橋利典君） 会議を再開いたします。

日程第6、常任委員の選任を行います。

お諮りします。常任委員の選任については、委員会条例第5条により議長が会議に諮って指名することになっておりますが、各自希望する常任委員会、希望調べに記入後に調整を行い指名させていただきたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋利典君） 異議なしと認めます。それでは、議会事務局より希望調べを配付させ、記入が終わりましたら回収しますので、よろしくお願いいたします。

〔配付、記入〕

○議長（高橋利典君） 記入は終わりましたか。（「はい」の声あり）それでは、事務局より回収をいたします。

〔回 収〕

○議長（高橋利典君） ここで議事運営上、暫時休憩といたしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋利典君） 異議なしと認めます。

議員の皆さんは議員控室にご参集をお願いいたします。

午前11時29分 休 憩

午前 11 時 52 分 再 開

○議長（高橋利典君） 会議を再開いたします。

皆様の希望調べによる常任委員会の調整の結果、議会事務局長より報告をさせます。局長。

○議会事務局長（千葉浩司君） 議席順で報告します。

総務経済常任委員会、菅野隆二議員、米川修司議員、櫻井 靖議員、安部 孝議員、赤間幸夫議員、色川晴夫議員、高橋利典議員。

教育民生常任委員会、熊谷拓郎議員、本田翔也議員、櫻井貞子議員、中西 傳議員、井上浩議員、片山正弘議員、高橋幸彦議員。

広報広聴常任委員会、全議員14名。

以上です。

○議長（高橋利典君） ただいま事務局長が報告のとおり選任いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋利典君） 異議なしと認めます。よって、常任委員は事務局長の報告のとおり選任することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。議員の皆さんは議員控室にご移動をお願いいたしたいと思います。暫時休憩に入ります。

午前 11 時 54 分 休 憩

午後 1 時 48 分 再 開

○議長（高橋利典君） それでは、会議を再開いたします。

各常任委員会の正副委員長について、議会事務局長より報告をさせます。事務局長。

○議会事務局長（千葉浩司君） 報告します。

総務経済常任委員会、委員長に菅野隆二議員、副委員長に赤間幸夫議員。

教育民生常任委員会、委員長に櫻井貞子議員、副委員長に熊谷拓郎議員。

広報広聴常任委員会、委員長に赤間幸夫議員、副委員長に櫻井 靖議員。

以上です。

○議長（高橋利典君） ただいま事務局長が報告したとおり、各常任委員会の正副委員長が選任されました。

日程第 7 議長の常任委員の辞任

○議長（高橋利典君） 日程第7、議長の常任委員の辞任についてを議題といたします。

本件については、議長の除斥事項に該当しますので副議長に交代します。

○副議長（高橋幸彦君） 議長に代わりまして議事を進行いたします。

お諮りします。議長は公平無私の立場であり、議会運営上、中立性を保持する理由から総務経済常任委員を辞退したいとの申出があります。

本件について、申出のとおり辞任を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（高橋幸彦君） 異議なしと認めます。よって、議長の総務経済常任委員の辞任を許可することに決定しました。

議長の除斥を解きます。議長と交代いたします。

日程第 8 議会運営委員の選任

○議長（高橋利典君） 日程第8、議会運営委員の選任を行います。

議会運営委員の選任については、委員会条例第5条の規定により議長が会議に諮って指名することになっております。先例に倣い、委員6名のうち総務経済及び教育民生常任委員会より3名を選出します。指名は、それぞれの常任委員会の委員2名と先例を考慮して行いたいと思いますので、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋利典君） それでは、指名させていただきます。

総務経済常任委員会から菅野隆二議員、櫻井 靖議員、赤間幸夫議員です。教育民生常任委員会から櫻井貞子議員、中西 傳議員、片山正弘議員でございます。

以上6名を議会運営委員に指名します。このことについて異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋利典君） 異議なしと認めます。ただいま指名したとおり議会運営委員に選任することに決定いたしました。

ここで暫時休憩に入りまして、議会運営委員会を303号室で開催し、委員長及び副委員長の選任をお願いいたします。

それでは、暫時休憩といたします。

午後 1時52分 休 憩

午後 1時58分 再 開

○議長（高橋利典君） それでは、会議を再開します。

議会運営委員会の正副委員長が選任されましたので、議会事務局長より報告をさせます。局長。

○議会事務局長（千葉浩司君） 報告します。

議会運営委員会委員長、櫻井 靖議員。副委員長、菅野隆二議員。

以上です。

○議長（高橋利典君） ただいまの報告のとおり議会運営委員会の正副委員長が選任されました。

日程第 9 宮城東部衛生処理組合議会議員の選挙

○議長（高橋利典君） 日程第9、宮城東部衛生処理組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選で行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋利典君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことを決定いたしました。

お諮りをいたします。指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋利典君） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。

宮城東部衛生処理組合議会議員に本田翔也議員、赤間幸夫議員を指名します。

以上、2名の方をもって当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋利典君） 異議なしと認めます。ただいま指名のとおり本田翔也議員、赤間幸夫議員が宮城東部衛生処理組合議会議員に当選されました。

当選された2名には、この場をもって会議規則第32条第2項による当選の告知をします。

日程第10 塩釜地区消防事務組合議会議員の選挙

○議長（高橋利典君） 日程第10、塩釜地区消防事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選で行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋利典君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋利典君） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。

塩釜地区消防事務組合議会議員に色川晴夫議員、片山正弘議員を指名します。

以上、2名の方をもって当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋利典君） 異議なしと認めます。ただいま指名したとおり、色川晴夫議員、片山正弘議員が塩釜地区消防事務組合議会議員に当選されました。

当選された2名には、この場をもって会議規則第32条第2項による当選の告知をいたします。

日程第11 吉田川流域溜池大和町外3市3ヶ町村組合議会議員の選挙

○議長（高橋利典君） 日程第11、吉田川流域溜池大和町外3市3ヶ町村組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項により指名推選で行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋利典君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋利典君） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。

吉田川流域溜池大和町外3市3ヶ町村組合議会議員に高橋幸彦議員を指名します。

以上の1名の方をもって当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋利典君） 異議なしと認めます。ただいま指名したとおり高橋幸彦議員が吉田川流域溜池大和町外3市3ヶ町村組合議会議員に当選されました。

当選された1名に、この場をもって会議規則第32条第2項による当選の告知をいたします。

日程第12 宮城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（高橋利典君） 日程第12、宮城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選で行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋利典君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋利典君） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。

宮城県後期高齢者医療広域連合議会議員に井上 浩議員を指名します。

以上の1名の方をもって当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋利典君） 異議なしと認めます。ただいま指名したとおり井上 浩議員が宮城県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

当選された1名に、この場をもって会議規則第32条第2項による当選の告知をします。

ここで、議事運営上、暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋利典君） 異議なしと認めます。14時20分再開といたします。

午後2時05分 休 憩

午後2時20分 再 開

○議長（高橋利典君） 会議を再開いたします。

日程第13 議案第64号 松島町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準
を定める条例の制定について（提案説明）

○議長（高橋利典君） 日程第13、議案第64号松島町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第64号松島町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、提案理由を申し上げます。

今回の条例の制定につきましては、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が令和6年6月12日に公布され、児童福祉法の一部改正が令和7年4月1日から施行されたことに伴い、児童福祉法第34条の16第1項の規定により、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋利典君） 相澤課長。

○町民福祉課長（相澤光治君） それでは、議案第64号と、その次の議案第65号につきましては、令和8年度から全国全ての市町村で乳児等通園支援事業、通称こども誰でも通園制度が実施されることに伴い、その事業を実施するための基準を定める条例の制定となります。

それでは、議案第64号松島町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてご説明させていただきます。

この条例につきましては、事業実施施設を認可するための設備と職員の配置基準などを定める条例となります。

条例に関する説明資料をご覧ください。

第1章としまして、第1条から第5条では、この条例を定める目的や用語の定義などを定めております。

第2章では、第6条から第26条で災害時の避難計画の策定、事故防止のための設備点検や安全計画の策定、職員研修の実施、衛生管理、施設の運営規程の整備や帳簿などの整備のほか、事業区分ごとの設備や職員の配置基準を定める内容となっております。

第3章としましては、第27条で事業認可に関する申込みから書面の交付、提出、支援の記録等について電子データでの実施も可能とすることを定める内容となっております。

施行期日につきましては、制度に関して児童福祉法では既に令和7年4月1日に施行されて

いることから、この条例は公布の日から施行することとしております。松島町では、事業を実施する施設は高城保育所のみとなる予定ですが、令和8年4月1日から事業が開始できるよう準備を進めてまいります。

以上で説明を終わります。

○議長（高橋利典君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第14 議案第65号 松島町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について（提案説明）

○議長（高橋利典君） 日程第14、議案第65号松島町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第65号松島町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、提案理由を申し上げます。

今回の条例の制定につきましては、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が令和6年6月12日に公布、令和8年4月1日から施行され、乳児等のための支援給付が制度化されることに伴い、子ども・子育て支援法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の基準を定めるものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋利典君） 相澤町民福祉課長。

○町民福祉課長（相澤光治君） 議案第65号松島町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてご説明させていただきます。

この条例は、事業を適正に運営することができるかを確認するため、事業運営に際して守らなければならない基準を定める条例となっております。

こども誰でも通園制度を利用するに当たり、利用者に対して国からの財政支援として乳児等支援給付費を支給することとなりますが、その支給対象となる事業が基準を満たした事業運営となっているか確認するための基準となります。

内容については、条例に関する説明資料をご覧ください。

第1章として、第1条から第2条で条例を定める目的、この事業における一般的な原則を定めております。

第2章では、第3条から第32条で事業運営に関する基準を定めております。事業を実施する際には利用定員を定めること、利用申込み後に面談を行い、子供と保護者の状況を把握すること、利用状況を記録すること、国で定める基準額を超える額の支払いや実費徴収を求める場合には、保護者の同意を得ること、事業の運営規程を定めておくこと、支援・相談・手続等の援助を実施できる職員の勤務体制を確保することなどを規定しています。

第3章、第33条では、事業に関する申込みから書面の交付、提出、支援の記録等についてオンラインシステムでの実施も可能とすることを定めております。こども誰でも通園制度では、国が構築したこども誰でも通園制度総合支援システムを運用し、実施する予定となっております。システムを活用することにより、施設の空き状況の検索、予約、利用実績の確認などを行うことができるようになり、市町村、事業者、利用者の運用効率化が図られるようになっております。

施行期日につきましては、改正子ども・子育て支援法の施行日に合わせ、令和8年4月1日から施行することとしております。令和8年3月以前に行う申請受付や審査につきましては、令和7年11月13日付の内閣府令により国が定めた基準をもって実施することとなっております。

以上で説明を終わります。

○議長（高橋利典君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第15 議案第66号 職員の給与に関する条例の一部改正について（提案説明）

○議長（高橋利典君） 日程第15、議案第66号職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第66号職員の給与に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

今回の条例の改正につきましては、令和7年8月7日付の人事院勧告により国家公務員の一般職の給料及び諸手当が引き上げられることに鑑み、本町においても一般職の職員の給料等について引上げを行うため、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋利典君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） それでは、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案書後ろから5枚目、条例に関する説明資料をご覧ください。

今回の条例の改正につきましては、条立てで改正するもので、改正条例第1条につきましては令和7年度から適用する改正となります。

初めに、第10条の4第2項、通勤手当の改正につきましては、自動車等を利用して通勤する職員に支給する通勤手当の額について、現在、5キロメートル刻み13段階の区分のうち、自動車等の片道の使用距離が10キロメートル以上から60キロメートル以上までの11区分の通勤手当の額を、200円から7,100円の幅で引き上げる改正を行うものです。

第16条、宿日直手当の改正につきましては、通常の勤務時間からの宿日直勤務における手当を、現行の1回につき4,200円から4,700円に、執務時間が通常の2分の1の時間である日からの宿日直勤務の場合の手当を、6,300円から7,050円に引き上げる改正を行うものです。

なお、現在、宿日直業務については業務を委託しておりますので、職員への手当支給の実績はありません。

次に、1ページから2ページにわたりますが、第17条及び第18条を改正し、人事院勧告を踏まえた国家公務員の給与改定に準拠し、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員、要は常勤職員になりますが、令和7年度に係る期末勤勉手当の年間の平均支給月数を4.6月から0.05月引き上げ4.65月とし、定年前再任用短時間勤務職員については、年間の平均支給月数を2.40月から0.05月引き上げ2.45月とするとともに、月例給の引上げのため、別表第1の行政職給料表を改正するものです。

次に、2ページの中段以降、改正条例の第2条につきましては、令和8年度から適用する改正になります。

第10条の4第2項の改正につきましては、現在、自動車等の片道の使用距離の区分について、60キロメートル以上については60キロメートル以上が上限となっておりますが、60キロメートル以上の1区分を60キロメートルから100キロメートル以上までの9つの区分に改定新設し、3万8,700円から6万6,400円の幅での通勤手当の支給額を規定するものです。

2ページから3ページにわたりますが、第17条及び第18条は、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員及び定年前再任用短時間勤務職員の期末勤勉手当の6月期、12月期の支給割合を均等に配分するための改正を行うものです。

3ページの附則第1項及び第2項は施行期日について、第3項は既に支給済みの給与を改正後の給与条例による内払いとみなすことを規定するものです。

令和7年8月7日付人事院勧告の要点につきましては、10ページ以降のA4判横使いの資料をご参照ください。

以上で説明終わります。

○議長（高橋利典君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第16 議案第67号 松島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について（提案説明）

○議長（高橋利典君） 日程第16、議案第67号松島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第67号松島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

今回の条例の改正につきましては、令和7年8月7日の人事院勧告に鑑みた一般職の常勤職員の給与改定を踏まえ、会計年度任用職員の給与等について引上げを行うため、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋利典君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） それでは、松島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案書後ろの条例に関する説明資料をご覧ください。

今回の改正内容につきましては、松島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第4条に規定する別表第1のフルタイム会計年度任用職員給料表について、議案第66号で提案しております常勤職員の行政職給料表の平均改定率3.3%で当該給料表の改定を行うものです。

附則になりますが、改正条例は公布の日から施行し、改正内容を令和7年4月1日に遡及して適用することとするものです。

以上で説明を終わります。

○議長（高橋利典君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第 17 議案第 68 号 松島町長等の給与に関する条例の一部改正について（提案説明）

○議長（高橋利典君） 日程第17、議案第68号松島町長等の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第68号松島町長等の給与に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

今回の条例の改正につきましては、令和7年8月7日の人事院勧告に鑑みた一般職の職員の給与改定を踏まえ、特別職に支給する期末手当について引上げを行うため、所要の改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋利典君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第 18 議案第 69 号 松島町町税条例及び松島町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について（提案説明）

○議長（高橋利典君） 日程第18、議案第69号松島町町税条例及び松島町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第69号松島町町税条例及び松島町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

今回の条例の改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が令和8年6月30日までに施行されることに伴い、公示送達の方法にインターネットを使用することが義務づけられたことにより改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋利典君） 安土財務課長。

○財務課長（安土 哲君） 説明させていただきます。

議案書6ページの条例に関する説明資料をご覧ください。

条例の概要及び形成過程等に記載がございますが、地方税法等の一部を改正する法律が令和 8 年 6 月 30 日までに公布されることに伴い、公示送達の方法にインターネットを使用することが義務づけられたことによる改正を行う内容となっております。

主な内容につきましては、第 1 条関係の松島町町税条例第 18 条では、公示事項について、これまでの掲示場の公示と合わせインターネットにおいて閲覧できるよう改正するものであり、第 18 条の 3 第 1 項でさきの 18 条の改正に伴う規定の整備となっております。

なお、第 2 条関係において町税条例と同じ条例のつくりをしている後期高齢者医療に関する条例についても、併せて同様の改正を行うものとなっております。

また、附則第 1 項の施行期日には予定とあります。本法律が改正となった令和 5 年 3 月 31 日に公布された地方税法等の一部を改正する法律の施行日となっております。この法律の附則に、公布の日から 3 年 3 か月を超えない範囲で、政令で定める日としております。その期限が令和 8 年 6 月 30 日までとなっていることから予定を入れ、その日前とあった場合は施行の日より施行とするものであります。

最後に、一番後ろ、資料として公示送達の事務の流れと本改正内容を図示したものを添付しております。

以上で説明を終わります。

○議長（高橋利典君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第 19 議案第 70 号 松島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について（提案説明）

○議長（高橋利典君） 日程第 19、議案第 70 号松島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第 70 号松島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について、提案理由を申し上げます。

今回の条例の改正につきましては、児童福祉法等の一部を改正する法律が公布され、令和 7 年 10 月 1 日から施行されたことに伴い、家庭的保育事業所等における保育士の配置基準等を見直す改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋利典君） 相澤町民福祉課長。

○町民福祉課長（相澤光治君） 議案第70号松島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

条例に関する説明資料をご覧ください。

今回の条例の改正につきましては、保育人材の確保等に関する体制整備及び虐待を受けた児童等への対応強化を図ることを目的として、児童福祉法等の一部が改正され、地域限定保育士の一般制度化及び保育所等の職員による虐待に関する通報義務等が創設されたことに伴い、市町村条例で施設の設備、運営に関する基準を定めている家庭的保育事業所や小規模保育事業所、放課後児童健全育成事業等の関連する3つの条例について所要の改正を行うものです。

第1条では、松島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正となります。

第12条では、児童福祉法改正に伴う引用条項を整理するものです。

第17条第2項につきましては、家庭的保育事業者等が利用乳幼児に対して行う健康診断について、既に実施した母子保健法に基づく乳幼児健診の内容が、家庭的保育事業者等が行う健康診査の全部または一部に相当する場合、その健診結果をもって全部または一部を行わないことができる規定を追加するものです。

第23条第2項から第47条第1項につきましては、家庭的保育事業、小規模保育事業所、事業所内保育事業所に配置する保育士の要件には、地域限定保育士も含まれることを規定するものです。

第2条は、松島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正となります。

第25条では、児童福祉法改正に伴う引用条項を整理するものです。

第3条では、松島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正となります。

第10条第3項第1号では、放課後児童健全育成事業に配置する支援員が有する資格に掲げる保育士には、地域限定保育士も含まれることを規定するものです。

第12条では、児童福祉法改正に伴う引用条項を整理するものです。

附則では、施行期日を公布の日から施行することとしております。

なお、今回の改正文中にも度々出てくる地域限定保育士につきましては、これまでは特区申請を行っていた地域のみで実施されていた制度で、今回の法改正により全国へ拡大され、都

道府県が国へ申請し、認可を受け、その都道府県内でのみ有効な資格を取得できる制度となります。

以上で説明を終わります。

○議長（高橋利典君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第20 議案第71号 集会施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について（提案説明）

○議長（高橋利典君） 日程第20、議案第71号集会施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第71号集会施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

今回の条例の改正につきましては、松島町公共施設等総合管理計画及び松島町集会施設個別施設計画に基づき、公共施設の老朽化及び集会施設の配置の適正化を図る観点から、4施設を廃止するため改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋利典君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第21 議案第72号 松島町避難施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について（提案説明）

○議長（高橋利典君） 日程第21、議案第72号松島町避難施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第72号松島町避難施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

今回の条例の改正につきましては、設置場所を明確化するため、帰命院避難所の名称を小梨屋避難所に改めるとともに、上竹谷避難所の建設に伴い、当該施設を避難施設等に加えるものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋利典君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第 2 2 議案第 7 3 号 指定管理者の指定について（提案説明）【松島運動公園：管理事務所、多目的運動広場、野球場、テニスコート等】

○議長（高橋利典君） 日程第22、議案第73号指定管理者の指定についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第73号指定管理者の指定について、提案理由を申し上げます。

松島運動公園（管理事務所、多目的運動広場、野球場、テニスコート等）について、松島町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第 2 条の規定により指定管理者を公募したところ、1 団体から申込みがあり、町の指定管理者選定委員会の審議の結果、施設の管理運営を適切に行うことが可能であると判断したので、特定非営利活動法人マリソル松島スポーツクラブを指定管理者として指定することについて、地方自治法第244条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては教育委員会より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋利典君） 蜂谷教育次長。

○教育次長兼課長（蜂谷文也君） それでは、議案第73号指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

1 ページ、資料 1 をご覧ください。

指定管理者として指定しようとする特定非営利活動法人マリソル松島スポーツクラブは、平成16年10月に設立された団体で、平成23年度から当該施設の指定管理者として管理運営を行っておりますNPO法人でございます。

中段以降には、マリソル松島スポーツクラブが示す事業計画となり、施設の管理運営を行う上での基本方針や運動公園の施設を生かすための方策、安全管理の取組などが記載されております。

3 ページから 8 ページまでの資料には、当該団体が提案する自主事業計画となります。各種大会やスクール、教室を実施する計画となっております。

9 ページは、今回の指定管理期間である令和 8 年度から令和12年度までの 5 年間の当該団体から示された収支予算書となります。

以上で説明を終わります。

○議長（高橋利典君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第 2 3 議案第 7 4 号 指定管理者の指定について（提案説明）【松島運動公園：温水プール】

○議長（高橋利典君） 日程第23、議案第74号指定管理者の指定についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第74号指定管理者の指定について、提案理由を申し上げます。

松島運動公園（温水プール）について、松島町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条の規定により指定管理者を公募したところ1団体から申込みがあり、町の指定管理者選定委員会の審議の結果、施設の管理運営を適切に行うことが可能であると判断したので、セントラルスポーツ株式会社を指定管理者として指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては教育委員会より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋利典君） 蜂谷教育次長兼課長。

○教育次長兼課長（蜂谷文也君） それでは、議案第74号指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

1 ページ、資料 1 をご覧願います。

指定管理者として指定しようとする団体でありますセントラルスポーツ株式会社につきましては、昭和45年に設立され、当該施設につきましては平成23年度から指定管理者として管理運営を行っている法人でありまして、県内外に同類の施設の管理運営を行っている実績がございます。

中段以降には、セントラルスポーツが示す事業計画が記載されておりまして、施設の管理運営を行う上での基本方針や温水プール「美遊」の施設を生かすための方策、安全管理の取組などが記載されております。

3 ページから 8 ページまでの資料には、当該団体が提案する自主事業計画となります。プールやフィットネスジム、スタジオを活用した各種教室、スクールを実施する計画となっております。

9 ページは、今回の指定管理期間である令和 8 年度から令和12年度までの 5 年間の当該団体から示された収支予算書となります。

以上で説明を終わります。

○議長（高橋利典君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

-
- | | | | |
|---------|-----------|--------------------|----------------------------|
| 日程第 2 4 | 議案第 7 5 号 | 指定管理者の指定について（提案説明） | 【北小泉・下竹
谷地区コミュニティーセンター】 |
| 日程第 2 5 | 議案第 7 6 号 | 指定管理者の指定について（提案説明） | 【垣ノ内集会
場】 |
| 日程第 2 6 | 議案第 7 7 号 | 指定管理者の指定について（提案説明） | 【高城コミュニ
ティセンター】 |
| 日程第 2 7 | 議案第 7 8 号 | 指定管理者の指定について（提案説明） | 【本郷ふれあい
センター】 |
| 日程第 2 8 | 議案第 7 9 号 | 指定管理者の指定について（提案説明） | 【華園集会場】 |
| 日程第 2 9 | 議案第 8 0 号 | 指定管理者の指定について（提案説明） | 【左坂支館】 |
| 日程第 3 0 | 議案第 8 1 号 | 指定管理者の指定について（提案説明） | 【上竹谷生活セ
ンター】 |
| 日程第 3 1 | 議案第 8 2 号 | 指定管理者の指定について（提案説明） | 【上幡谷生活セ
ンター】 |
| 日程第 3 2 | 議案第 8 3 号 | 指定管理者の指定について（提案説明） | 【根廻分館】 |
| 日程第 3 3 | 議案第 8 4 号 | 指定管理者の指定について（提案説明） | 【初原コミュニ
ティーセンター、上初原支館】 |
| 日程第 3 4 | 議案第 8 5 号 | 指定管理者の指定について（提案説明） | 【桜渡戸分館】 |

○議長（高橋利典君） お諮りいたします。

日程第24、議案第75号から日程第34、議案第85号までは集会施設の指定管理者の指定に関する議案であり関連性がございますので、一括議題として提案理由の説明を求めたいと思います。このことについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋利典君） 異議なしと認めます。

日程第24、議案第75号から日程第34、議案第85号までを一括議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第75号から第85号指定管理者の指定について、提案理由を申し上げ

ます。

12の集会施設に関しまして、地元行政区等の11団体を指定管理者に指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、指定期間につきましては、上竹谷生活センターは令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間とし、その他の11施設は令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とするものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋利典君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第35 議案第86号 指定管理者の指定について（提案説明）【三浦墓地】

日程第36 議案第87号 指定管理者の指定について（提案説明）【古浦墓地】

○議長（高橋利典君） 次に、お諮りいたします。

日程第35、議案第86号から日程第36、議案第87号までは町営墓地の指定管理者の指定に関する議案であり関連性がございますので、一括議題とし提案理由の説明を求めたいと思います。このことについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋利典君） 異議なしと認めます。

日程第35、議案第86号から日程第36、議案第87号までを一括議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第86号及び第87号指定管理者の指定について、提案理由を申し上げます。

三浦墓地及び古浦墓地に関する指定管理者の指定について、各墓地管理組合を指定管理者に指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、指定期間につきましては令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とするものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋利典君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第37 議案第88号 指定管理者の指定について（提案説明）【松島防災セン

ター、三十刈避難所】

日程第38 議案第89号 指定管理者の指定について（提案説明）【帰命院避難所】

日程第39 議案第90号 指定管理者の指定について（提案説明）【白萩避難所、長田避難所、磯崎避難所】

日程第40 議案第91号 指定管理者の指定について（提案説明）【手樽防災センター、古浦避難所、三浦避難所、名籠避難所】

○議長（高橋利典君） お諮りいたします。

日程第37、議案第88号から日程第40、議案第91号までは避難施設の指定管理者の指定に関する議案であり関連性がございますので、一括議題として提案理由の説明を求めたいと思います。このことについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋利典君） 異議なしと認めます。

日程第37、議案第88号から日程第40、議案第91号までを一括議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第88号から第91号指定管理者の指定について、提案理由を申し上げます。

10の避難施設に関しまして、地元行政区の4団体を指定管理者に指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、指定期間につきましては令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とするものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋利典君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第41 議案第92号 宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更について（提案説明）

○議長（高橋利典君） 日程第41、議案第92号宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第92号宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更について、提案理

由を申し上げます。

今回の規約の変更につきましては、組合役員及び議会議員に対して報酬を支給することに伴い、宮城県市町村職員退職手当組合理約を変更することについて、地方自治法第286条第1項の規定に基づき関係地方公共団体の協議が必要となることから、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋利典君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第42 議案第93号 令和7年度松島町一般会計補正予算（第4号）（提案説明）

○議長（高橋利典君） 日程第42、議案第93号令和7年度松島町一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第93号令和7年度松島町一般会計補正予算（第4号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、令和7年人事院勧告を鑑みた給与改定に伴う職員等の人件費及び各事業実績見込み等並びに債務負担行為を補正するものであります。

補正の概要を歳入歳出補正予算事項別明細書で説明いたします。

歳出につきまして、6ページをお開き願います。

2款総務費1項6目財産管理費につきましては、業務に要する需用費の見込額が不足するため補正するものであります。

8目企画費につきましては、定住促進事業補助金の交付対象者が増加したことにより補正するものであります。

17目ふるさと納税費につきましては、寄附額の増額見込みにより、ポータルサイト手数料及び返礼品送付等に係る委託料等を補正するものであります。

8ページをお開き願います。

5項2目指定統計費につきましては、国勢調査指導員及び調査員の報酬増額のため補正するものであります。

9ページにわたります。

3款民生費1項1目社会福祉総務費につきましては、職員等の人件費分を精査し、国民健康

保険特別会計繰出金を補正するものであります。

3 目老人福祉費につきましては、宮城県後期高齢者医療広域連合の令和 6 年度医療給付費負担金精算による追加負担金及び 7 年度の保険基盤安定負担金の確定に伴う後期高齢者医療特別会計繰出金を補正するものであります。

10ページをお開き願います。

5 目介護保険対策費につきましては、職員等の人件費分を精査し、介護保険特別会計繰出金を補正するものであります。

6 目保健福祉センター管理費につきましては、業務に要する需要費の見込額が不足するため補正するものであります。

2 項児童措置費につきましては、令和 6 年度児童手当交付金の実績に伴い、国への返還金を補正するものであります。

6 目子育て支援事業費につきましては、令和 6 年度の出産・子育て応援交付金並びに令和 5 年度及び 6 年度の施設型給付費について、それぞれ実績に伴い国及び県への返還金を補正するものであります。

12ページをお開き願います。

5 款労務費 1 項 1 目勤労青少年ホーム費につきましては、図書室への寄附金を活用し、図書及び書棚を購入するため補正するものであります。

13ページをお開き願います。

6 款農林水産業費 1 項 3 目農業振興費につきましては、地域計画に位置づけられた認定農業者への農業用機械導入支援のため、担い手確保・経営強化支援事業補助金を補正するものであります。

18ページをお開き願います。

10 款教育費 6 項 1 目幼稚園費につきましては、令和 6 年度の施設等利用給付費負担金の実績に伴い国及び県への返還金を補正するものであります。

歳入につきましては、3 ページをお開き願います。

18 款県支出金 1 項 1 目民生費県負担金につきましては、歳出でご説明しました後期高齢者医療保険基盤安定負担金の実績に伴い補正するものであります。

2 項 4 目農林水産業費県補助金につきましては、歳出でご説明しました担い手確保・経営強化支援事業費補助金に対するものであります。

3 項 1 目総務費委託金につきましては、歳出でご説明しました国勢調査指導員等の統計調査

業務に対するものであります。

20款寄附金 1 項 2 目総務費寄附金につきましては、歳出でご説明しましたふるさと納税寄附額の増額見込みに対するものであります。

3 目教育費寄附金につきましては、歳出でご説明しました勤労青少年ホーム図書室への図書等購入に対するものであります。

4 ページをお開き願います。

21款繰入金 1 項 3 目介護保険特別会計繰入金につきましては、令和 6 年度塩釜地区介護認定審査事業負担金の精算金を介護保険特別会計より繰入れするものであります。

2 項 6 目まち・ひと・しごと創生推進基金繰入金につきましては、歳出でご説明しました定住促進事業補助金に対するものであります。

23款諸収入 5 項 2 目雑入につきましては、令和 6 年度児童手当交付金の実績に伴い補正するものであります。

これらの財源を精査し、財政調整基金繰入金を補正するものであります。

また、19ページから20ページにかけまして、債務負担行為について複合機リースほか13件の追加及びマイナンバーカード等表書き印字機器リースほか 1 件の変更をするものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 太田産業観光課長。

○産業観光課長（太田 雄君） それでは、主要事業説明資料をお開き願います。

6 款 1 項 3 目担い手確保・経営強化支援事業です。補正予算事項別明細書は13ページ、補正予算額は572万1,000円で、財源は県補助金が交付される予定です。

事業の目的は、経営構想の転換や経営の発展を図ろうとする地域の中核となる担い手が農業用機械などを導入する際、補助金を交付することにより主体的な経営転換と発展を支援するものでございます。

事業計画ですが、補助対象者は地域計画に位置づけられた認定農業者である法人 1 社、補助対象事業費は税抜で1,907万2,728円、補助額は572万1,000円で、補助率は10分の 3 となります。対象となる農業用機械は、レーザーレベラーほか 4 基。

次のページの資料は、対象となる農業用機械の用途などを記載したので、ご参照願います。

以上で説明を終わります。

○議長（高橋利典君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第４３ 議案第９４号 令和７年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）（提案説明）

○議長（高橋利典君） 日程第43、議案第94号令和７年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第94号令和７年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、令和７年人事院勧告を鑑みた給与改定に伴う職員等の人件費及び令和６年度保険給付費等交付金等の額の確定による返還金を補正するものであり、これらの財源を精査し、財政調整基金繰入金等を増額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋利典君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第４４ 議案第９５号 令和７年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）（提案説明）

○議長（高橋利典君） 日程第44、議案第95号令和７年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第95号令和７年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、後期高齢者医療保険基盤安定負担金の額の確定に伴い補正するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋利典君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第４５ 議案第９６号 令和７年度松島町介護保険特別会計補正予算（第３号）（提案説明）

○議長（高橋利典君） 日程第45、議案第96号令和７年度松島町介護保険特別会計補正予算（第３号）についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第96号令和7年度松島町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、令和7年人事院勧告を鑑みた給与改定に伴う職員等の人件費及び令和7年度税制改正対応のための介護保険システム改修費のほか、令和6年度塩釜地区介護認定審査事業負担金の精算に伴う一般会計繰出金を補正するものであり、これらの財源を精査し、財政調整基金繰入金等を増額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋利典君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第46 議案第97号 令和7年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第3号）

（提案説明）

○議長（高橋利典君） 日程第46、議案第97号令和7年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第97号令和7年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第3号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、令和7年人事院勧告を鑑みた給与改定に伴う職員等の人件費並びに消費税及び地方消費税の確定により補正するものであり、これらの財源を精査し、財政調整基金繰入金を増額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋利典君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第47 議案第98号 令和7年度松島町水道事業会計補正予算（第3号）（提案説明）

（提案説明）

○議長（高橋利典君） 日程第47、議案第98号令和7年度松島町水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第98号令和7年度松島町水道事業会計補正予算（第3号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、令和7年人事院勧告を鑑みた給与の改定による人件費について補正するものであります。

これにより、水道事業費用の総額を6億1,067万9,000円、資本的支出の総額を1億941万2,000円とし、資本的収支不足額1億220万1,000円の補填財源のうち、過年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額を658万3,000円、過年度分損益勘定留保資金を4,809万円とするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋利典君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第48 議案第99号 令和7年度松島町下水道事業会計補正予算（第2号）

（提案説明）

○議長（高橋利典君） 日程第48、議案第99号令和7年度松島町下水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第99号令和7年度松島町下水道事業会計補正予算（第2号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、令和7年人事院勧告を鑑みた給与の改定による人件費及び建設改良費の精査について補正するものであります。

これにより、下水道事業費用の総額を9億2,401万6,000円とするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋利典君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第49 議案第100号 松島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（高橋利典君） 日程第49、議案第100号松島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第100号松島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、提案理由を申し上げます。

現在、教育委員会委員の小澤晴司氏の任期が令和8年2月24日をもって満了となることから、

引き続き小澤晴司氏を教育委員会委員として任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を賜りたく提案申し上げるものがあります。

小澤晴司氏の経歴につきましては資料にも記載しておりますが、北海道大学農学部林学科を卒業後、環境庁に入庁し、環境省京都御苑管理事務所長、福島環境再生本部本部長、東北地方環境事務所長などを歴任され、令和2年7月に環境省を退職されました。松島町に居を構え、同年8月から公立大学法人宮城大学教授に就任されております。

学校教育に深い理解と教育に関する熱意を持ち、社会的見識を有した人格高潔な方であり、教育委員会委員として適任と考えております。

任期につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第5条第1項の規定に基づき、令和8年2月25日から令和12年2月24日までの4年であります。

よろしくご審議の上、同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋利典君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

それでは、これから質疑に入りたいと思います。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋利典君） 質疑ございませんね。質疑なしと認め、質疑を終わります。

本件については人事案件ですので、討論を省略し直ちに採決に入りたいと思います。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋利典君） 異議なしと認めます。

これより、議案第100号の採決を行います。

採決の方法については無記名投票で行いたいと思います。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋利典君） 異議なしと認めます。

これから投票の準備をさせます。

〔投票準備〕

○議長（高橋利典君） 準備ができましたので、議場の出入口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（高橋利典君） ただいまの出席議員は13名です。

立会人の指名をします。

会議規則第31条2項の規定により、1番熊谷拓郎議員、2番本田翔也議員を指名します。

これより投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（高橋利典君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋利典君） 配付漏れなしと認めます。

念のため申し上げます。

本案に可の場合は賛成、否の場合は反対と記入願います。

なお、白票については会議規則第83条により否として反対とみなします。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議長（高橋利典君） 異状なしと認めます。

これより投票に入ります。

議会事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、呼ばれた方から順次投票願います。局長。

〔点呼、投票〕

○議長（高橋利典君） 投票が終わりました。投票漏れございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋利典君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これより開票を行います。

1番熊谷拓郎議員、2番本田翔也議員は開票立会いをお願いします。

〔開 票〕

○議長（高橋利典君） それでは、投票の結果を議会事務局長より報告させます。局長。

○議会事務局長（千葉浩司君） ご報告します。

投票総数 13票

有効投票 13票

無効投票 0票

有効投票中、

可とする者 13票

否とする者 0票

以上です。

○議長（高橋利典君） 以上のとおり賛成全員です。

よって、議案第100号松島町教育委員会委員の任命について同意を求めることについては、同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（高橋利典君） お諮りいたします。議事の都合により、12月16日及び12月17日は休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋利典君） 異議なしと認めます。よって、12月16日及び12月17日は休会とすることを決定いたしました。

本日の日程は全て終了いたしました。

以上をもって本日の会議を閉じ、散会といたします。

再開は、12月18日午前10時です。皆様、大変ご苦労さまでした。

午後3時02分 延 会